

平成18年4月19日

各都道府県知事 殿

総務事務次官

平成18年度地方財政の運営について

平成18年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成18年度地方財政計画」（平成18年2月6日閣議決定、別紙1及び別紙2）及び「平成18年度地方債計画」（平成18年総務省告示第212号、別紙3）を策定し、また、第164回国会において3月27日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第7号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第8号）が成立し、同月31日に公布され、それぞれ4月1日に施行されたところです。

平成18年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増があることなどにより、平成8年度以降11年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成18年度末においては、地方債（普通会計債）残高が143兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別

会計」という。)の借入金残高及び普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は204兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、我が国の景気は、緩やかな回復を続けていますが、民間需要主導の持続的な経済成長を図るため、引き続き各分野にわたる構造改革を断行することが求められています。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその機能を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、積極的な施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成18年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うよう通知します。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いいたします。

記

第一 財政運営の基本的事項

1 平成18年度の経済財政運営と国の予算

(1) 「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成18年1月20日閣議決定）においては、平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度は次のとおりとされている。

ア 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定。以下「基本方針2005」という。）に基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・歳出・税制等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行することにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な成長を図ること。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図るほか、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこと。

イ また、このような経済財政運営の下、我が国経済は、民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれ、平成18年度の国内総生産は、513.9兆円程度、名目成長率は2.0%程度、実質成長率は1.9%程度となるものと見込まれていること。

なお、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、各地方公共団体においては、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

(2) 平成18年度の国の予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により、編成された。

ア 平成18年度予算は、重点強化期間最後の重要な予算であり、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）以来の構造改革に一応の目途をつけるものと位置付けられ、同時に改革を加速する

ための予算でもあること。また、中期的には引き続き「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」及び「デフレの克服、民需主導の持続的経済成長」の実現を図らなければならないため、予算編成に当たっては、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化すること。

イ このため、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について、順次予算に反映させること。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出の水準について前年度よりも減額し、一般会計歳出についても厳しく抑制を図ること。さらに、足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について平成17年度（34.4兆円）よりも大幅に減額し、30兆円にできりだけ近づけること。

ウ 税制については、「基本方針2005」やこれまでの与党税制改正大綱も踏まえ、重点強化期間内を目途に結論を得るべく、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進めること。平成18年度税制改正においては、昨年度に引き続き定率減税の見直しについて、導入時の経緯や今後の経済動向等についての認識を踏まえ検討を行うこと。また、期限の到来する研究開発やIT投資等に対する減税の見直し等について検討すること。

(3) また、「平成18年度予算編成の基本方針」（平成17年12月6日閣議決定）においては、国と地方に関する「三位一体の改革」について、平成18年度までの三位一体の改革に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえて取り組み、その成果を平成18年度予算に適切に反映するとの方針が示されている。

(4) このような方針に基づいて編成された平成18年度の一般会計予算の規模は、79兆6,860億円（前年度比2兆4,969億円、3.0%減）で、一般歳出は、46兆3,660億円（前年度比9,169億円、1.9%減）となっている。

財政投融资計画の規模は、15兆46億円（前年度比2兆1,472億円、12.5%減）となっている。

2 平成18年度の地方財政計画

平成18年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、累次の「基本方針」や「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、地方財政計画を策定した。

この結果、平成18年度の地方財政計画の規模は、歳入、歳出ともに83兆1,508億円で、前年度に比し、0.7%の減となっている。

平成18年度の地方財政計画の概要は、次のとおりである。

- (1) 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整措置の見直し、住宅以外の家屋に係る不動産取得税の引下げ措置の廃止、地方たばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じることとしたこと。
- (2) 地方財政の運営に支障が生じることのないよう、平成18年度の地方財源の不足見込額に対し、次の措置を講じることとしたこと。

ア 通常収支に係る財源不足（5兆7,044億円）の補てん

平成16年度に講じた平成18年度までの制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担

分については、臨時財政対策債により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成18年度は平成17年度是正分のうち2,800億円と平成18年度是正分の全額1兆円を臨時財政対策債により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整する。

イ 恒久的な減税に伴う地方財政への影響とその補てん

平成11年度から実施されている恒久的な減税については、平成18年度税制改正により、定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い、最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とすることとされた。平成18年度においては、恒久的な減税に伴い生じる地方財政への影響額（3兆376億円）について、従前同様(ア)、(イ)の措置を講じるとともに、平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、(ウ)の措置を講じる。

(ア) 恒久的な減税の実施による地方税の減収の補てん

恒久的な減税の実施による地方税の減収（1兆8,080億円）について、その4分の3相当額を地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置及び地方特例交付金により、その4分の1相当額を減税補てん債により完全に補てんする。

(イ) 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額の補てん

恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額（1兆2,296億円）のうち、平成18年度に新たに発生する地方交付税の減収については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税

への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分は一般会計からの繰入れにより、地方負担分は交付税特別会計借入金により措置する。

(ウ) 平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収の補てん

平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、次の措置により補てんする。

a 平成19年度以降、地方たばこ税の増収措置を恒久化する。

b 平成19年度以降、法人税に係る地方交付税率については、34%とする。

c 平成19年度以降、上記a及びbの措置によって補てんされない減収相当額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じる。

d 減税補てん特例交付金については、平成19年度の総額は4,000億円、平成20年度の総額は2,000億円とし、平成21年度に廃止する。

e 上記dの額は、上記cの措置により国が負担することとなる額に含まれる。

(3) 上記の結果、平成18年度の地方交付税については、15兆9,073億円（前年度比5.9%の減）となっていること。また、「一般財源総額」（地方税、地方交付税、臨時財政対策債、減税補てん特例交付金、減税補てん債及び所得譲与税を除く地方譲与税の合計額をいう。）については、55兆6,334億円（前年度比204億円の増）を確保することとしたこと。

(4) 「三位一体の改革について」（平成17年11月30日政府・与党合意）を踏まえ、平成16年度から平成18年度までの国庫補助負担金改革額のうち、税源移譲に結びつく改革分は、その全額を地方財政計画に計上するとともに、施設整備費の一般財源化に伴い特別の地方債が充てられるものを除き地方交付税の基準財政需要額に全額を算入すること。

また、これに伴い、所要の財源を所得譲与税として税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政収入額に全額を算入すること。

なお、税源移譲することとされている施設整備費に係る国庫補助負担金のうち公立

学校等施設整備費補助金（不適格建物改築事業に限る。）、次世代育成支援対策施設整備費交付金（公立保育所に限る。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金（都道府県交付金）、社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村分の障害者施設及び保護施設に限る。）については、地方公共団体において引き続き必要な事業を円滑に実施できるよう、従来の補助金相当分（沖縄振興特別交付金により措置されるものを除く補助率かさ上げ部分を含む。）について、特別の地方債を充当し、当該地方債の元利償還金については、後年度その全額を地方交付税の基準財政需要額に算入すること。

(5) 児童手当については、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、平成18年度より、支給対象年齢を「小学校第3学年修了まで」から「小学校修了まで」に引き上げるとともに、支給対象児童の扶養者の所得制限を緩和する制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金（児童手当特例交付金）を創設したこと。

(6) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要額を確保することとしたこと。

(7) 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を講ずるとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を講ずること。

3 平成18年度の財政運営の基本的考え方

地方公共団体においては、平成18年度末の借入金残高が204兆円と見込まれるなど極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、国・地方を通じ、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

また、それぞれの地域経済の状況を踏まえ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、公平で安心な高齢化社会・少子化対策等の地域の課題に重点的に取り組むとともに、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から推進し、地域再生に積極的に取り組むべきである。

平成18年度の地方財政運営に当たっては、以上のことを踏まえ、各地方公共団体においては、それぞれの歳出をその構造にまで踏み込んで厳しく見直し、財政健全化について、一層の努力を図る必要がある。あわせて、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、節度ある財政運営に努められたい。

4 市町村合併及び行政改革の推進

(1) 市町村の合併の推進

今般、平成18年3月31日をもって「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）の経過措置期間が終了し、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、本年4月1日には1,820となるなど、市町村合併は相当の進展を見たところである。

一方、地域ごとに進捗状況に差異があることから、引き続き、市町村の規模・能力の充実や効率化による行財政基盤の強化を図るため、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）に基づき、自主的な市町村合併を積極的に推進する必要がある。このため、昨年8月に、政府の「新市町村合併支援プラン」を決定し、合併市町村等によるまちづくり等について所要の地方財政措置を講じているので、各種支援等の活用を図られたい。また、都道府県においては、市町村合併の推進に関する構想の策定など、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

なお、合併後の市町村にあつては、合併による経営規模拡大のメリットが十分に発揮されるよう、行政改革を積極的に推進されたい。

(2) 行政改革の推進

地方公共団体に対する国民の信頼に支えられた分権型社会を確立するためにも、地方公共団体が総力を挙げて行政改革に取り組むとともに、国民に対して適切に説明責任を果たし、各地方公共団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すことにより、国民の理解を得ることが不可欠である。

このため、総務省においては、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「新地方行革指針」という。）を策定するとともに、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」を受け、総務大臣から全国の長及び議会議長宛てに「地方行革の推進に関する大臣書簡」を發出するなど、各地方公共団体に対し、定員管理・給与の適正化や民間委託の推進など積極的な取組を要請した。

各地方公共団体においては、集中改革プランに基づき着実に改革に取り組むとともに、自らの事務事業について住民に対して適切に説明責任を果たしながら、事務事業自体の必要性や実施主体のあり方、民間委託・指定管理者制度の活用可能性等を十分検討するなど、行政改革推進のためのPDCAサイクルをもとに、各般の行政改革に不断に取り組まれない。

5 財政の健全化の推進等

地方公共団体においては、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、次の事項に留意の上、財政健全化に努められたい。

また、都道府県においては、当該都道府県内の市町村の財政運営に関する総合的な調査等を通じて、行財政運営の適正合理化、財政構造の改善、適正な財務の処理等市町村の財政運営全般についての的確な助言を行うなど適切に対処されたい。

- (1) 普通会計のみならず、公営企業会計や地方公社等の状況を含め、自らの財政状況を全体としての的確に把握し、総合的な行財政運営の健全化に努めること。
- (2) 各地方公共団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定する

など、自主的かつ主体的に財政構造の改善を図ること。

また、各地方公共団体において資産及び負債の状況等を総合的に把握できるよう、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、「連結バランスシートの試行について」（平成17年9月13日付け自治財政局財務調査課長通知）に基づき、公営企業や第3セクター等を含めた連結バランスシートの作成・公表を積極的に図ること。

なお、「行政改革の重要方針」において、地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備を一層推進することとされており、現在、「新地方公会計制度研究会」を設置し、地方の公会計制度の現状と評価（バランスシート等の取組み）、企業会計の手法を活用した財務書類の基準の作成、これに基づく企業会計の手法を活用した財務書類の整備等について検討を進めているところであるので、留意すること。

(3) 財政状況について適切かつ早期の情報開示を一層推進することとし、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」（平成17年6月22日付け自治財政局長通知）に基づき「財政比較分析表」の作成・公表や決算の早期開示などを推進することにより、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進すること。また、各団体の財政状況が総合的に把握できるような情報についても積極的に広報を行い、住民の一層の理解と協力の下で財政の健全化を推進すること。

(4) 「行政改革の重要方針」において、「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮する観点から、国の資産・債務改革においては、国有財産の売却、剰余金等の見直し等により、国の資産（道路、河川等の公共用財産等を除く。）の圧縮を図るとともに、民間の知見を積極的に活用しつつ、資産・債務の管理の在り方を見直すほか、資産・債務管理等に必要な公会計の整備の一層の推進を図るとされており、上記の改革の工程表を平成18年度以内に作成することとされていること。地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むとされたことから、各地方公共団体においては、資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、未利用財産の売却・促進等について積極的に取り組むこと。

(5) 歳出の中で大きな比重を占める人件費、公債費をはじめとする義務的経費の動向に十分に配慮して、中長期的な視点に立った計画的な財政運営を行い、財政の健全化及びその弾力性の確保に努めること。

また、地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に則して、適正な管理・運用に努めること。

(6) 債務負担行為の設定に当たっては、将来の財政への影響を十分に考慮して、過大な負担が生ずることのないよう、慎重に行うこと。

また、本来地方公共団体自らの責務とすべきものについて、債務負担行為を設定することにより、地方公社等に肩代わりさせ、負担を先送りさせるようなことは厳に慎むこと。

(7) 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間等における財政秩序は、これを厳に保持する必要があり、各地方公共団体においては、次の事項に留意しつつ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めること。

ア 国、公社等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。)第24条の規定に基づき適正に対処すること。

また、「再建法」第24条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄附金等の支出を行う場合、地方公共団体の要請に基づいて行うこと、地域における産業の振興等に寄与するものであること、国立大学法人等において通常行われる研究開発等と認められる経費を除くものであることなど、一定の要件に基づく場合に限り特例とされたところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政令の運用上の留意事項について」(平成14年11月1日付け自治財政局財務調査課長通知)等により、適正に対処すること。

なお、地域再生基本方針の一部変更(平成18年2月17日閣議決定)により新たに追加された「地域の知の拠点再生プログラム」に基づき、地方公共団体が、地域産業の振興等に寄与する研究開発等を地域再生計画に位置付け、当該地方公共団

体の自主的な要請に応じて国立大学法人等が実施する場合には、再建法第24条に基づく寄附金等の支出協議手続を簡素化・迅速化することとしていること。

イ 宅地開発又は住宅建設に伴い、宅地開発指導要綱等に基づき関連公共公益施設の整備等に関して開発事業者から受けている寄附金等の内容及び取扱いについては、なお一層その適正化に努めること。

見直しに当たっては、指導要綱の条例化について検討し、特に、開発事業者に対する実質的な強制とみなされる場合については、条例によるべきこと。

また、その目的・意義を一定期間ごとに見直し、必要最小限の期間に限り、できる限り縮小することを基本とされたいこと。

(8) 地方公営企業については、「新地方行革指針」、「行政改革の重要方針」及び「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）の趣旨等を踏まえ、特に次の事項に留意し、さらなる経営改革を積極的に推進すること。

ア まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

イ 事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。

ウ より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示に当たっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

エ 企業職員の給与については、地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等の給与構造改革にかんがみ、給与の見直しを速やかに実施すること。また、定員管理については、新地方行革指針を踏まえた真摯な取

組により、定員の純減に努めること。

オ 企業用資産の有効活用、附帯事業の適切な実施等経営の活性化に努めるとともに、広域的な機能分担や連携にも留意しながら、広域化・共同化の積極的な推進に努めること。

なお、一般行政部門、その他関係機関との密接な連携の下に企業環境の整備に努めること。

カ 地方公営企業の料金については、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とするとともに、経営改善・合理化による原価の抑制、適切な事業報酬の設定、受益者負担金の適切な徴収に努めること。

また、一般会計との経費負担区分については、その適正な運用を図るとともに、社会情勢、厳しい地方財政の状況を踏まえ、一層の自助努力により独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。

(9) 地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の運営に当たっては、「行政改革の重要方針」を踏まえ、その人員や給与に関する情報を住民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促すこと。

(10) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、各施行団体にあっては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組むこと。

(11) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」（平成13年法律第120号）により、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うこ

とができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、引き続き本制度の活用を努めること。

なお、「郵政民営化の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第102号）により、郵政民営化後の郵便局においても従前どおり「地方公共団体の特定事務」を受託することができることとされていること。

6 公共工事の入札及び契約手続の適正化

公共調達について、入札談合の排除を徹底し、随意契約等の一層の適正化を図るために、国の機関等が当面迅速かつ適切に実施すべき施策を取りまとめた「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）が策定されたので、国における取組を踏まえ、公共調達の適正化に向けた取組を更に推進されたい。

公共工事の入札及び契約手続については、地方公共団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により義務付けられている事項について、早期に完全実施するとともに、同法に基づく指針に従い、必要な措置を講じるよう努められたい。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたい。

公共工事の品質の確保については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が平成17年4月1日に施行され、また、同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が平成17年8月26日に閣議決定されたことを踏まえ、同法及び同方針に基づいて、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する総合評価方式の積極的な活用など、公共工事の品質確保の促進を図るための必要な措置を講じるよう努められたい。

7 地域社会の振興

各地方公共団体においては、次の事項に留意の上、それぞれの地域の特色を活かしつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備、生活関連社会資本の整備、災害等に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実等に努められたい。

(1) 投資的経費に係る地方単独事業については、「基本方針2003」に沿った抑制分（4,000億円の減）と一体的かい離是正分（2兆円の減）とをあわせて、前年度に比し、2兆4,000億円減の10兆911億円（施設整備費の一般財源化分を含む）を計上することとしたこと。

この額は、前年度の額に比して19.2%の減となっているが、かい離是正分を除いた場合は3.2%の減であり、各地方公共団体においては、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施すること。

また、「地域活性化事業」において、「循環型社会形成事業」、「少子・高齢化対策事業」、「地域資源活用促進事業」、「都市再生事業」及び「地域情報通信基盤整備事業」について、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、活用を図ること。

(2) 「IT新改革戦略」（平成18年1月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）の趣旨を踏まえ、各地方公共団体においても、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化を一層推進することが必要であること。

このため、既存業務の見直しや、都道府県単位等のシステムの広域的整備等により、住民サービスの向上、地方公共団体の業務改革及び地域における情報関連産業の育成などの効果をもたらす電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組むこと。

(3) 「特定地域経済活性化対策」として、引き続き、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、新技術の開発支援や貸工場、直販施設等の整備に要する経費に対しても地方財政措置を講じることとしていること。また、日本政策投資銀行の融資制度について、一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしていること。

なお、ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げの特例措置を、一部の地域の融資限度額の見直しを行った上で平成19年3月31日まで、加入者系光ファイバー網等の整備に係る特例措置を平成21年3月31日まで、それぞれ延長することとしているほか、新たに「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）第33条第1項及び第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（廃置分合等前の過疎地域に限る。）について、過疎地域と同様の融資比率及び融資限度額を適用することとしていること。

(4) 「中心市街地再活性化特別対策事業」として、地方公共団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業について、地方公共団体が所有権を有していない既存施設を公共施設としてリニューアルする場合に、新たに地方財政措置を講じたこと。

(5) 「森林・林業振興対策」のうち、緑の雇用担い手対策については、国の制度見直しに伴い、国と地方が連携し一体的に対策を実施するとともに、その後の就業者の定着条件整備も合わせて行う新たな緑の雇用担い手対策として見直しを行い、国の施策に合わせ平成22年度まで、地方単独事業に要する経費に対し地方交付税措置を講じることとしていること。

また、平成18年度から、森林の公益的機能を維持増進させるため、伐期延長や複層林化による人工林の天然林化を促進する地方公共団体の取組に要する経費について地方交付税措置を講じることとしていること。また、森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給に要する経費については、特別交付税措置を講じることとしていること。

(6) 平成17年7月の中央防災会議では東海地震、東南海・南海地震に係る地震防災戦略の策定、防災拠点となる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなどの計画的かつ効果的な実施について、防災基本計画の修正がなされたところであるので、これらのことを踏まえて、耐震化の促進や津波対策の推進等に努めること。

なお、平成18年3月に成立した「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」

(平成18年法律第16号)も踏まえ、東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(ただし、「大規模地震対策特別措置法」(昭和53年法律第73号)により指定される地震防災対策強化地域を除く。)における「地震防災対策特別措置法」に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業に充てられる地方債の元利償還金について、新たに地方交付税による措置を講じることとしていること。

(7) 「新型インフルエンザ対策」として、都道府県における抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)の備蓄に要する経費について、平成18年度から2年間、地方交付税措置を講じることとしていること。

(8) 「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和41年法律第114号)については、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置を見直し、法律の適用期間が平成19年度までの2年間延長されたこと。

(9) 今国会に提出中の「消防組織法の一部を改正する法律案」において、都道府県は自主的な市町村の消防の広域化を推進する等のための計画を定め、また、広域化対象市町村は市町村の消防の広域化を行おうとするときは、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成するものとされているが、これらの計画作成に係る経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

第二 歳入に関する事項

1 地方税

地方税については、平成18年度の地方税制の改正について、先に「地方税法、同法施行令、同法施行規則等の改正について」(平成18年4月1日付け総務事務次官通知)により通知したところであり、その取扱いに遺漏のないよう所要の措置を講じるとともに、社会経済情勢の変化に即応しつつ、次の事項に留意し、税収の確保に努められたい。

なお、地域経済振興施策の適切な実施等による将来の税源のかん養にも配慮されたい。

(1) 地方財政計画における地方税収入見込額は、税制改正後において前年度当初見込額に対し、4.7%増の34兆8,983億円（道府県税8.1%増、市町村税2.2%増（いずれも利子割交付金等調整前。調整後は、それぞれ9.1%増、2.2増））になるものと見込まれること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であり、景気動向に業種別、地域別にばらつきが見られること等にかんがみ、各地方公共団体においては、前年度における最終的な税収の状況に配意し、今後の経済情勢の推移等を見極めながら適切な税収入の見積りとその確保を図ること。

(2) 地方税の賦課徴収については、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理の実施等従前にも増して執行面における税負担の公平確保に努めるとともに、効率的な体制の整備及び事務の執行に留意すること。

また、課税誤り等により納税者の税務行政に対する信頼を損なうことのないように、今後とも現地調査の徹底、チェック体制の整備、職員研修の充実等に努めるとともに、納税者が容易に課税内容を判断することのできる条件整備を図る等課税事務の適正化に格段の配慮を払うこと。

さらに、課税免除、不均一課税、減免等の措置についても、その内容について十分検討を加えるとともに、他の地方公共団体に及ぼす影響等に慎重な配慮を行い、その適正化に一層努める等法の趣旨に即して厳正な運用を図ること。

(3) 課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましいものであるが、超過課税については、その実施や継続に当たって、その趣旨について説明し、周知徹底を図るなど、納税者等の理解と協力が得られるよう、十分な配慮を払うこと。

法定外税の新設又は変更については、公平・中立などの税の原則にのっとり、税負担を求める者の範囲や課税標準の在り方などについて、十分な検討を行うこと。また、税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対し

て課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。

(4) 納税手続については、できる限り納税者等の利便を図ることとし、税務行政の簡素合理化についてなお一層の工夫を加えるとともに、国・都道府県・市町村間における連絡協調を密にし、その協力体制の強化に努め、国・地方を通じる税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図るよう格段の配慮をすること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、3兆7,324億円で、前年度に比し、1兆8,905億円、102.6%の増となっている。

なお、平成18年度の所得譲与税3兆94億円については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村（特別区を含む。）へ8,300億円をそれぞれ譲与することとしている。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、総計で8,160億円で、前年度に比し、7,020億円、46.2%の減となっている。

なお、国庫補助負担金の改革による税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置することに伴い、税源移譲予定特例交付金を廃止するとともに、児童手当の拡充に係る地方特例交付金を創設している。

(1) 減税補てん特例交付金（恒久的減税に伴う地方特例交付金）

減税補てん特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の4分の3の額（1兆3,560億円）からたばこ税の一部の地方への移譲（1,142億円）及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てんの額（4,962億円）を控除した7,456億円であること。

(2) 児童手当特例交付金（児童手当の拡充に伴う地方特例交付金）

平成18年度より、児童手当の制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金（児童手当特例交付金）を創設したこと。

児童手当特例交付金は、都道府県と市町村にそれぞれ総額の2分の1の額を児童数

を基礎として交付することとしていること。

4 地方交付税

「地方交付税法」の改正については、別途「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成18年3月31日付け総務事務次官通知）により通知したところであるが、特に次の事項に留意されたい。

(1) 平成18年度の地方交付税の総額は、15兆9,073億円であり、前年度当初予算額に比し、9,906億円、5.9%の減となっていること（別紙4）。

(2) 各地方公共団体の基準財政需要額について、税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革分の各地方公共団体ごとの状況により、基準財政需要額の増額幅に大きな差を生じることが見込まれるので留意すること。

(3) 地方交付税の算定の改革については、地方公共団体の自主的、効率的な財政運営を促すとともに、一層の簡素化に取り組むこととして、以下の措置を講じることとしていること。

ア 地方公共団体の経営努力に対応した算定について、行政改革による歳出削減や徴税の取組強化に伴い増加する経費に係る算定を引き続き実施するとともに、平成18年度においては、行革努力による地域振興への取組強化に伴い増加する地域振興関係経費について、行革の実績を示す指標に応じて、新たに算定することとしていること。

イ 単位費用の算定に当たり、ゴミ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを引き続き進めることとしたこと。

ウ 都道府県分について、道路橋りょう費（道路の面積）の種別補正、恩給費（恩給受給者数）の種別補正、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）の人口急増補正の補正係数を廃止することとしていること。

また、平成18年度から政令指定都市の算定の簡素化を検討することとしていること。

(4) 平成18年度における税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革分については、施設整備費の一般財源化に伴い特別の地方債が充てられるものを除き、その事業費を全額

基準財政需要額に算入することとしているが、その際、児童扶養手当給付費負担金、児童手当交付金、介護給付費等負担金等に係るものについては、地域の実情を反映するため、補正を適用することとしていること。

なお、施設整備費の一般財源化に伴い充当された特別の地方債の元利償還金について、後年度その100%を基準財政需要額に算入することとしていること。

その他、平成18年度に創設される地域手当については、地域区分別に即した態容補正の創設により算定を行うこととしていること。

市町村合併の進展を踏まえ、都道府県分の標準団体行政規模について、市部・町村部人口、市数、町村数の見直しをし、特に、「生活保護費」の標準団体行政規模については、全面的に見直したこと。

さらに、最近の決算の状況等を踏まえた態容補正における個別係数の見直しを検討することとしていること。

(5) 基準財政収入額については、次の事項に配意されたいこと。

ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当分の間100%算入することとしており、平成18年度は、所得譲与税及び児童手当特例交付金が対象となるものであること。

イ 基準財政収入額は、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないことに留意すること。

(6) 平成18年度の特別交付税の総額は、9,546億円であり、前年度計上額に対して595億円、5.9%減少していることに加え、合併市町村に対する交付額が前年度に引き続き多額にのぼることが見込まれることから、本年度の特別交付税の交付額は、災害、市町村合併等の特別な需要の増加要因がある団体以外は、前年度より大幅に減少すると見込まれるので特に留意すること。

また、災害対策、除排雪対策及び市町村合併関連経費等年度によって激変する項目

により多額の交付を受けている地方公共団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

5 国庫支出金

国庫支出金については、次の事項に十分留意されたい。

(1) 国庫支出金については、平成18年度予算において、別紙5のとおり税源移譲に結びつく改革（1兆2,844億円）や、交付金化の改革（3,183億円）を行うほか、スリム化の改革（2,640億円）を行うこととされたこと。

(2) 個別事業ごとの事前審査を要しないなど国の事前関与を縮小するものとして、別紙5のとおり交付金の創設及び拡充が行われたところであり、これらに伴う地方負担分については、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしていること。

なお、これらに係る地方財政措置等の内容については、必要に応じ別途通知することとしていること。

6 地方債

地方債については、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、平成18年度より協議制度へ移行する趣旨を十分踏まえ、適切に対応されたい。

また、協議制度の詳細については、平成18年2月3日に「地方財政法施行令の一部を改正する政令」を公布したほか、平成18年3月31日に「地方債に関する省令」（平成18年総務省令第54号）及び「地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令」（平成18年総務省令・財務省令第1号）を公布している。さらに、同日付で「平成18年度地方債同意等基準」（平成18年総務省告示第211号）、「平成18年度地方債計画」（平成18年総務省告示第212号）及び「平成18年度地方債充当率」（平成18年総務省告示第213号）を告示しているところであり、次の事項に留意をして、その円滑な実施に努められたい。

(1) 地方債協議制度移行後においては、地方債の信用維持等の観点から、赤字額が標準

財政規模に応じ、2.5%から10%の間で政令において段階的に設定される額以上となる地方公共団体や実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体の起債等、又は営業収益に対する資金不足額の割合が10%以上の公営企業における起債については、引き続き許可を要することとなることから、地方債の発行に当たっては、将来の実質公債費への影響等に留意するとともに、適切な財政運営に努められたいこと。

(2) 平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い、地方債の手続についても簡素化を行うこととしており、具体的には、市町村分の地方債について現在行われている財務局・財務事務所の市町村ヒアリングについては、原則として都道府県（市町村担当課）ヒアリングに移行し、都道府県及び指定都市分の地方債のうち、全額民間資金債については、財務局・財務事務所のヒアリングを廃止し、書類の送付に替えることとしていること。

(3) 平成18年度地方債計画の総額は、1兆3,466億円（前年度比1兆5,900億円、10.2%減）であり、次のような措置を講じていること。

ア 通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債を2兆9,072億円計上していること。

なお、資金については、原則として市町村について政府資金を配分することとし、8,722億円を確保していること。

イ 恒久的な減税による減収の一部に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債4,520億円を計上していること。

なお、資金については、市町村について政府資金を配分することとし、1,808億円を確保していること。

ウ 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により財源対策債として1兆6,500億円を計上していること。なお、これは個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

エ 国庫補助負担金改革における施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業（一般財源化分）700億円を計上していること。

オ 団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、10年間の特例措置として、許可により、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債（退職手当債）の発行を拡充する措置を講じることとし、2,600億円を計上していること。

発行可能団体は、平年度ベースを上回る退職手当額がある団体で、定員・人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体とし、発行可能額については、当該団体の退職手当額（国家公務員ベース）が平年度ベースの標準退職手当額を上回る額（給料総額に対する標準的な退職手当割合を超えて支給する必要がある退職手当の額）の範囲内としていること。

なお、詳細は別途総務省令で定めることとしていること。

カ 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体について、通常の方法に加え、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当することができることとし、3,000億円を計上していること。

キ 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き続き、合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、合併新法の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、新たに合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

ク 平成18年度からの地方債協議制度への移行を踏まえ、基本的に枠外債の解消を図ることとし、国の予算等貸付金債等についても地方債計画に計上するとともに

に、事業区分について所要の見直しを行っていること。

ケ 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保していること。特に、過疎対策事業債については、ほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地域の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。

コ 地方公共団体が公共施設等に係るアスベストの除去を円滑かつ速やかに行うことができるよう、「地方財政法」の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行ったところであり、これに基づき地方債措置を講じることとしていること。

サ 地方債資金については、地方分権の推進や財政投融资制度改革の趣旨、郵政民営化や政策金融改革などの動向を踏まえ、都道府県及び政令指定都市を中心に、市場公募地方債の拡大などによる市場化の一層の推進と公的資金の縮減・重点化を引き続き図るとともに、各地方公共団体の資金調達能力に配慮し、必要な公的資金を確保していること。

特に、郵政公社資金については、平成19年度での原則廃止に向け、大幅な縮減を図っていること。

(4) 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。特に、証券発行方式の地方債を発行している地方公共団体にあつては、平成18年1月10日から開始された一般債振替制度への円滑な移行を図られたいこと。

全国型市場公募債については、既発行団体にあつては発行規模の拡大に努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行することを目指す観点から、未発行団体にあつては積極的にその発行を検討されたいこと。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚と、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積極的に取り組まれたいこと。

なお、平成18年度においては、新たに3団体が全国型市場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型市場公募債については、発行団体110団体、3,600億円程度の発行が予定されていること。

発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく全国型の共同発行市場公募債については平成18年度において発行規模1兆3,240億円、29団体を予定していること。なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたいこと。

地方債に関する制度のほか、地方債はB I S（国際決済銀行）のリスク・ウェイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方公共団体における財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、地方債の市場化の推進に対応し、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にI R活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行われたいこと。

(5) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）等に基づく公共事業の見直しや公共施設の目的外転用により、公的資金の繰上償還（補償金が課されない繰上償還）を行う場合には、新たに民間資金による借換債を認めることとしていること。

(6) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努められたいこと。

(7) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方公共団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処するものとする。なお、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎まれたいこと。

7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

第三 歳出に関する事項

1 給与関係経費等

地方財政において大きな比重を占める給与関係経費については、地方公共団体において適正化のための努力が払われてきているところであるが、なお一部の地方公共団体においては十分とはいえず、地方財政の状況と給与関係経費の在り方に対する世論の動向等にもかんがみ、引き続き積極的にその適正合理化に取り組む必要がある。このため、次の事項に留意し、引き続き給与関係経費の抑制と適正化に努力されたい。

(1) 平成18年度の地方財政計画における職員数については、現下の治安状況を勘案し警察官3,500人の増員を見込むなど、真に必要とされるものに限って最小限の増員を行っているが、「行政改革の重要方針」における4.6%以上純減するとの目標を踏まえ、その一年度分に相当する22,602人の純減としていること。

各地方公共団体においてはこれに対応して適正な定員管理を一層推進することとし、集中改革プランにおいて公表されている定員管理の数値目標の達成に向け取り組むこと。

なお、国の法令による定員を超えて職員を配置している場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処すること。

(2) 平成18年度の地方財政計画の給料単価等については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、地方公共団体においてこれと同様の見直しを実施したものとした額としていること。

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しをいまだ実施していない団体においては、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成17年9月28日付け総務事務次官通知）及び「行政改革の重要方針（平成17年12月24

日閣議決定)における総人件費改革の実行計画について」(平成17年12月26日付け総務省公務員部長通知)に基づき、速やかにこれを実施すること。

また、上記次官通知に基づき、給与制度・運用等の適正化に強力に取り組むこと。

特に、不適正な昇給運用、級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用、制度の趣旨に合致しない諸手当や不適正な給与支給については、速やかに必要な是正措置を講じること。

さらに、技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにすること。

加えて、企業職員の給与についても、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国や地方公共団体の同種の職員及び民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意し、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮しながら、引き続き適正化に努めること。

なお、地方公務員給与のあり方については、本年3月27日に、総務省の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において報告書が取りまとめられ、従来の国公準拠の考え方について、給与水準については地域民間給与を重視する方向で刷新すること、民間給与の調査対象となる企業の拡大や公民比較方法の改善など人事委員会機能の発揮等の提言がなされたところであり、今後、必要に応じ報告書を踏まえた対応等を順次要請することになるので留意すること。各団体においては、人事委員会における職員給与と民間給与の比較方法等を充実させるなど、地域における公民較差をより一層精確に算定できるよう取り組むこと。

(3) 団塊の世代の大量定年退職等に対処するため、地方財政計画上の退職手当を前年度に比し16.9%増の2兆448億円計上していること。

また、退職手当については、「職員の退職手当に関する条例(案)の一部を改正する条例(案)等について」(平成18年1月18日付け総務省公務員部長通知)等に基づいた見直しをいまだ実施していない団体については、速やかに条例等の見直しを

行うとともに、最高支給率が国を上回っている団体や、退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、早急に是正措置を講じること。

- (4) 特別職の報酬又は給料・期末手当その他の給与については、特別職報酬等審議会設置の趣旨に沿った適切な運用等を通じて適正な決定方式及び適正な水準の保持に配慮するとともに、特に退職手当についても、議会の審議等を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるものとする。
- (5) 勤務成績を適切に評価するには、公正かつ客観的な人事評価システムを活用することが重要であり、その構築に早急に取り組む必要があるが、このシステムが未整備の場合でも、現行制度の運用改善により、勤務実績の給与への反映に努めること。
- (6) 給与及び定員管理の状況の公表については、団体間の比較分析を可能とする公表システムの運用を平成18年3月に開始したところであるが、平成17年8月29日付け総務事務次官通知において示した様式を一部省略するなど、これに沿った公表を行っていない団体にあつては、速やかに統一様式に沿って公表をすること。また、合併等の理由により、いまだ公表を行っていない団体にあつては、速やかに公表を行われないこと。

2 一般行政経費等

一般行政経費等については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努められたい。

- (1) 各種施策の実施に当たっては、優先順位の厳しい選択を行い、このために必要な財源は、極力既定経費との振替や節減合理化により捻出するよう努めるとともに、後年度における財政負担及びこれに対する財政措置についても十分検討されたいこと。
- (2) 一般行政経費に係る国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。
- (3) 維持補修費については、公共施設等の適切な機能の維持に配慮するとともに、各種公共施設等について計画的な補修を行うよう適切な執行に努めること。

(4) 補助金等については、行政の責任分野、経費負担の在り方、行政効果等を精査の上、廃止、統合又はメニュー化に努めること。

また、補助金等の新設は極力抑制することとし、新規の補助金等を設ける場合であっても、既定の補助金等の整理を図るほか、終期を設定するとともに、不断の見直しを行うことにより、補助金等の総額の抑制に努めること。

(5) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、前年度に比し0.7%増額し、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(6) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成18年度においても、5,700億円を地方財政計画に計上したところであり、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保すること。

3 投資的経費

投資的経費については、次の事項に留意して、公共事業及び地方単独事業の計画的・効率的な執行に努められたい。

(1) 国の公共投資関係費は前年度比4.8%減とされているが、地方財政計画における投資的経費のうち、直轄事業負担金については、前年度に比し、0.7%減の1兆1,269億円、補助事業費については、前年度に比し3.8%減の5兆6,709億円となっていること。

(2) 地方単独事業費については、前年度比19.2%減の10兆911億円を計上することとしているが、一般行政経費（単独）との一体的なかい離是正分を除いた伸び率は3.2%減であり、「地域活性化事業」や「地域再生事業」の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたいこと。

(3) 国においては、公共事業等の施行について、経済情勢や地域の実情を注視しつつ、機動的な施行を図っていくこととされていること。また、災害復旧の事業等については、平成17年度補正予算において計上されたものも含め、最大限円滑かつ速やかな

事業執行を図ることとされているので、各地方公共団体においては、この趣旨を勘案の上、地方単独事業の施行も含め、各地域の経済の動向等に即し、適切に対応すること。

また、事業の計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

4 公債費

公債費については、依然として高い水準にあることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

第四 地方公営企業等に関する事項

1 地方公営企業

地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしているので、その適切な活用を努められたい。

(1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

また、安全対策及び災害対策を積極的に推進するとともに、公営企業借換債の確保等により経営健全化への取組を支援することとしていること。

(2) 公営企業金融公庫資金においては、臨時特別利率分として、3,600億円を確保するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業を対象とした従来分について借換枠を1,000億円（利率要件6.0%以上）としているほか、臨時特例措置として、利率7.3%以上の一定の公営企業債について借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円（前年度2,000億円）計上していること。

(3) 水道事業については、破損事故率、漏水率が高くなっている老朽管の更新事業にお

いて、平成17年度を目標に計画的に更新を進めることとしてきたが、全量更新に至らなかったため、資本費要件を見直した上でこれまでの地方財政措置を平成20年度まで延長することとしているので、積極的に取り組まれないこと。

- (4) 下水道事業については、資本費（元利償還金）を合流式と分流式に区分したうえで、雨水分に対する一般会計繰出金を実態等に見合った地方財政措置に見直すとともに、新たに汚水公費分として分流式資本費に対して処理区域内人口密度別等により一般会計の繰出金の措置を設けることとし、これに沿った地方財政措置を講じることとしていること。

なお、平成17年度までに発行した下水道事業債に係る元利償還金については、従来の公費負担割合（雨水相当分7割）による額と新たな公費負担割合（雨水分及び汚水公費分）による額との差額を下水道事業債（特別措置分）に振り替え、当該特別措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

また、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象資本費）が高水準となる事業に対する高資本費対策として、一定の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方交付税措置を講じることとしていること。

下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計の負担が過大になっている団体においては、早急に使用料の適正化に取り組まれないこと。

加えて、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置を講じることとしているので積極的に活用されたいこと。

- (5) 交通事業については、地下鉄等の鉄軌道における防災対策及び安全対策を総合的に支援するため、耐震性強化、防災情報の迅速な伝達体制の整備等について、新たに地方財政措置を講じることとしていること。

- (6) 病院事業については、近年における自治体病院経営を取り巻く環境の変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用資するため、地域における当該病院の役割を明確に

したうえで、他の医療機関との連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進すること。また、経営の透明性を確保する観点からも、職員数・給与の見直し、民間委託の推進を図る等経営の徹底した効率化を図り、適切な医療の確保に努めること。なお、災害時における医療提供体制を整備するため、災害拠点病院が行う救急医療に必要な資機材、薬品等の備蓄について、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

(7) 以下の各事業については、特に、次の事項に配慮すること。

ア 水道事業及び工業用水道事業については、建設投資計画の策定に当たって、的確な需要予測を行い、投資規模の適正化に配慮するとともに、ダム等水源施設整備への参加に当たっては、水源開発の必要性、所要水量、企業採算性について十分検討の上、慎重に対処すること。

既に建設に着手しているダム等水源施設整備事業についても、水需要の動向及び水資源開発基本計画（いわゆる「フルプラン」）の策定に配慮しつつ、必要に応じて利水容量の見直し等を行うこと。

簡易水道事業については、経理内容を明確化するため、「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用すること。

イ 交通事業については、規制緩和により競争が促進される中で、旅客輸送サービスの向上を図ることが求められていることから、安全性の確保に留意しつつ企業の経済性を発揮し、経営の一層の健全化・効率化に努めること。

特にバス事業にあつては、地方公営企業としてサービス供給を行う必要性について、民間への事業譲渡等の選択肢を含め再検討する必要がある。その上で、地方公営企業によりサービス供給を継続する場合には、以下の点に留意すること。

(ア) 職員定数や給与水準の適正化等、経営効率化に努めること。

(イ) 地域住民に対する説明責任を果たす観点から、民営との比較対照情報等について積極的な情報開示を行うこと。

(ウ) 一般行政部門との連携等、その長所を最大限いかした運営に取り組むこと。地下鉄事業等にあつては、巨額の建設費を要し収支が均衡するまでに極めて長い期

間を要するとともに、事業の経営状況が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼしうることから、特に新規建設については、必要性・需要の動向、採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。

ウ 電気事業及びガス事業については、電力分野及びガス分野において、小売の部分自由化等の規制緩和が逐次行われており、また、電気事業にあつては電力会社との卸供給契約が平成22年に期限を迎えるなど、事業を取り巻く環境が変化していることを踏まえて、更なる経営効率化等に取り組むとともに、事業の在り方に関する検討を適切に行うこと。

エ 病院事業については、地域において医師の確保が困難となっているなど、病院経営を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、民間病院を含めた病院相互の連携強化と機能分担の下、地域における当該病院の役割を明確にし、診療科目、病床規模等について見直しを行うとともに、再編・ネットワーク化など地域における医療提供体制の抜本的な見直し及び必要に応じて病院の経営形態の見直しについても検討されたいこと。これらの施策の推進に当たっては、地域における関係機関間の協議の場への積極的な参加等を通じ適切に対処すること。

また、病床利用率の向上等医療施設の効率的な使用、職員数・給与の適正化、民間委託の推進、医薬品の使用効率の向上を図るとともに、職員の経営意識向上に努める等経営の健全化に徹すること。

オ 下水道事業については、次の事項に配慮すること。

(ア) 汚水処理施設の整備を進めるに当たっては、地域の特性、建設及び維持管理コスト等を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の中から、各地方公共団体において地域ごとに最適な処理方法を選択若しくは効率的に組み合わせる等工夫すること。

(イ) 使用料収入による汚水処理原価の回収を基本とする経営を実現していくため、積極的に使用料の適正化に努めること。

また、将来の使用料水準並びに一般会計に与える影響等を考慮した長期の財政

計画を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めるとともに、住民等に対して十分な説明を行うこと。

(ウ) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については、可能な限り民間委託を推進するとともに、広域・共同処理等により効率的な執行体制の整備に努めること。

(エ) 経理内容を明確化するため、「地方公営企業法」の財務規定等の適用を図ること。特に、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。

カ 地域開発事業については、長引く景気低迷により、造成地の処分が計画どおりに進捗していないものが多数見受けられ、将来の財政運営に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、抜本的な造成地等の利用計画、処分方法の見直しを行うとともに、区画の細分化や分割払い方式の導入などにより土地売却を促進する措置を引き続き講じること。

また、新規の事業計画の策定に当たっては、必要性、造成地等の需要の動向、採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。

2 国民健康保険事業等

国民健康保険事業については、その厳しい財政状況を踏まえ、次の事項に留意して、その財政の健全化に努められたい。

(1) 平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会で決定された医療制度改革大綱を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしたこと。

ア 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金については、平成18年度以降、給付費等の7%（4,939億円）とすることとし、その所要額について地方交付税措置を講じることとしたこと。

イ 平成17年度に一般財源化された保険料軽減制度については、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、引き続き、その所要額（3,847億円（都道府

県3／4、市町村1／4)) について地方交付税措置を講じることとしたこと。

ウ 平成17年度までの暫定措置とされていた保険者支援制度については、低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、平成18年度以降も継続することとし、その所要額(844億円(国1／2、都道府県1／4、市町村1／4)) について地方交付税措置を講じることとしたこと。

エ 平成17年度までの暫定措置とされていた高額医療費共同事業については、交付基準額を70万円以上から80万円以上に引き上げた上で、平成18年度以降も継続することとしていること。その際、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県においてその一部を負担することとし(1,818億円(国1／4、都道府県1／4、市町村国保1／2))、所要額について地方交付税措置を講じることとしたこと。

オ 平成17年度までの暫定措置とされていた国保財政安定化支援事業については、保険財政共同安定化事業(仮称)の創設の影響も踏まえ、事業内容を見直した上で、平成18年度以降も継続することとし、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じることとしたこと。

- (2) 保険者である各市町村においては、医療費適正化対策の推進に努めるとともに、医療費支出の水準に応じた保険料(税)の合理的算定を行い、その収納率の向上を図る等収入・支出を通じてその運営の適正化に努めること。
- (3) 事業勘定に対する一般会計等からの繰出しは、保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険事務費、出産育児一時金に係る経費の一部、国保財政安定化支援事業に係る経費及び一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部を除き、その性質上行うべきものではないことにかんがみ、財政援助的な繰出しを行っている地方公共団体にあつては、その是正に努めること。
- (4) 医療制度改革大綱において、平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度の財政運営については、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うこととされており、今国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」が提出されているので、留

意すること。

3 第三セクター及び地方公社

第三セクター及び地方公社の経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、適切な運営に努められたい。

(1) 第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進めること。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討すること。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意すること。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討すること。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処すること。

(2) 土地開発公社の運営に当たっては、「「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されるとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行うこと。

ア 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特

に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。

また、土地取得手続の適正化、金利の低減や経営状況に関する積極的な情報公開等に努めること。

イ 「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、公社経営健全化計画の策定対象団体を大幅に拡充するとともに、当該計画に基づく取組に対して、従来よりも幅広く地方財政措置を講じることとしているので、計画的に保有土地を縮減すること等を通じて経営の抜本的な健全化に取り組むこと。

ウ 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

(3) 地方道路公社による有料道路の建設に当たっては、当該道路整備の緊急性、採算性等を十分検討し、事業を実施すること。

また、供用中の有料道路のうち採算性が悪化しているものについては、経費の節減、料金の適正化等に努めるとともに、関連道路網の整備等利用の促進を図るための施策を積極的に講じること。

N T T無利子貸付金（Aタイプ）の貸付対象とされる有料道路事業（駐車場事業を含む。）については、開発利益の程度等についてあらかじめ十分な審査を行うこと。

平成18年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、累次の「基本方針」や「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないように適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成18年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整措置の見直し、地方たばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じることとする。

このうち、税源移譲については、応益性や偏在度の縮小といった観点を重視し、個人住民税の税率を10%比例税率（道府県民税4%、市町村民税6%）とすることとし、平成19年度分から適用することとする。

- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(1) 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財源不足（以下「通常収支に係る財源不足」という。）の見込額5兆7,044億円については、次の措置を講じる。

- ① 平成16年度に講じた平成18年度までの間の制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じる。

また、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成18年度は平成17年度是正分のうち2,800億円と平成18年度是正分の全額1兆円を地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整することとする。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等2,495億円については法律の定めるところにより、平成19年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

- ② これに基づき、平成18年度の通常収支に係る財源不足見込額5兆7,044億円については、次により完全に補てんする。

ア. 地方交付税については、国の一般会計加算により1兆1,472億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,685億円、同条第4項の加算額11億円、同条第8項の加算額2,747億円、臨時財政対策特例加算額7,029億円）増額する。

イ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を2兆9,072億円発行する。

ウ. 建設地方債（財源対策債）を1兆6,500億円増発する。

なお、平成18年度税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲が実施されることに伴う所得税に係る地方交付税率分の減少影響を緩和するため、地方財政に与える影響を勘案しつつ、平成19年度は2,600億円、平成20年度は2,000億円、平成21年度は1,400億円を交付税総額に加算することとする。

- (2) 平成11年から実施されている恒久的な減税については、平成18年度税制改正により、定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とすることとされた。

平成18年度においては、恒久的な減税に伴う地方財政への影響が引き続き見込まれるものであり、その影響額3兆376億円については、従前同様①、②の措置を講じる。また、平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、③の措置を講じる。

- ① 恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆8,080億円について、その4分の3相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置（1,142億円）、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置（4,962億円）及び地方特例交付金（減税補てん特例交付金、7,456億円）により、その4分の1相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債（減税補てん債、4,520億円）により完全に補てんする。
- ② 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆2,296億円のうち、平成18年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆888億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分に相当する借入金の縮減（4,051億円）が見込まれる。また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分686億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分722億円は交付税特別会計借入金により措置する。
- ③ 平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収について、次の措置により補てんする。
- ア. 平成19年度以降、地方たばこ税の増収措置を恒久化する。
- イ. 平成19年度以降、法人税に係る地方交付税率については34%とする。
- ウ. 平成19年度以降において、上記ア及びイの措置によって補てんされない減収相当額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じる。
- エ. 減税補てん特例交付金については、平成19年度の総額は4,000億円、平成20年度の総額は2,000億円とし、平成21年度に廃止する。
- オ. ウによる補てん措置として、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる額は、平成19年度及び平成20年度にあっては、エの減税補てん特例交付金を除いた額とする。
- (3) 上記の結果、平成18年度の地方交付税については、15兆9,073億円（前年度に比し5.9%減）を確保する。

3 三位一体の改革の一環として、これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、平成18年度において、3兆94億円を所得譲与税として税源移譲することとし、税源移譲予定特例交付金を廃止する。

この平成18年度所得譲与税については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村（特別区を含む。）へ8,300億円をそれぞれ譲与する。

4 平成18年度より、児童手当の制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、当分の間の措置として、地方特例交付金（児童手当特例交付金）を創設することとし、都道府県と市町村にそれぞれ総額の2分の1の額を交付する。

5 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は13兆9,466億円（普通会計分10兆8,174億円、公営企業会計等分3兆1,292億円）とする。

また、平成18年4月から開始する地方債協議制度の円滑な実施を図る。

6 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。

7 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「基本方針2003」を踏まえた事業規模の計画的抑制と併せ、かい離是正を行ったところである。その結果、平成18年度においては、前年度に比し19.2%減額することとしているが、かい離是正分を除いた場合は3.2%減額であり、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方公共団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図るとともに、かい離是正を行い、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

(3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

8 地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を講じる。

9 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

10 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減や給与構造改革に取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

別紙2

平成18年度地方財政計画

(平成18年2月6日閣議決定)

地方財政計画歳入歳出一覧

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成18年度 (A) | 平成17年度 (B) | 増減額 (A)-(B) (C) | 増減率 (C)/(B) | 備 考 |
|---------------|---------------|---------------|--------------------|----------------|---|
| (歳 入) | | | | | |
| 地 方 税 | 348,983 | 333,189 | 15,794 | 4.7 | |
| 地 方 譲 与 税 | 37,324 | 18,419 | 18,905 | 102.6 | |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 8,160 | 15,180 | ▲ 7,020 | ▲ 46.2 | |
| 地 方 交 付 税 | 159,073 | 168,979 | ▲ 9,906 | ▲ 5.9 | |
| 国 庫 支 出 金 | 102,015 | 111,967 | ▲ 9,952 | ▲ 8.9 | |
| 地 方 債 | 108,174 | 122,619 | ▲ 14,445 | ▲ 11.8 | |
| 使用料及び手数料 | 16,450 | 16,438 | 12 | 0.1 | |
| 雑 収 入 | 51,329 | 50,896 | 433 | 0.9 | |
| 計 | 831,508 | 837,687 | ▲ 6,179 | ▲ 0.7 | |
| (歳 出) | | | | | |
| 給 与 関 係 経 費 | 225,769 | 227,240 | ▲ 1,471 | ▲ 0.6 | |
| 退 職 手 当 以 外 | 205,321 | 209,749 | ▲ 4,428 | ▲ 2.1 | |
| 退 職 手 当 | 20,448 | 17,491 | 2,957 | 16.9 | |
| 一 般 行 政 経 費 | 251,857 | 232,857 | 19,000 | 8.2 | |
| 補 助 | 107,286 | 99,428 | 7,858 | 7.9 | |
| 単 独 | 134,785 | 125,063 | 9,722 | 7.8 | ▲ 0.2 |
| 国民健康保険関係事業費 | 9,786 | 8,366 | 1,420 | 17.0 | 投資的経費との 一体的かい離是 正+10,000億円 を除いた場合 |
| 公 債 費 | 132,979 | 133,803 | ▲ 824 | ▲ 0.6 | |
| 維 持 補 修 費 | 9,768 | 9,817 | ▲ 49 | ▲ 0.5 | |
| 投 資 的 経 費 | 168,889 | 195,211 | ▲ 26,322 | ▲ 13.5 | |
| 直 轄 ・ 補 助 | 67,978 | 70,300 | ▲ 2,322 | ▲ 3.3 | |
| 単 独 | 100,911 | 124,911 | ▲ 24,000 | ▲ 19.2 | ▲ 3.2 |
| 公 営 企 業 繰 出 金 | 27,346 | 28,659 | ▲ 1,313 | ▲ 4.6 | 一般行政経費との 一体的かい離 是正▲20,000億 円(一般財源 ベース▲10,000 億円)を除いた場 合 |
| 企業債償還費普通会計負担分 | 18,828 | 20,568 | ▲ 1,740 | ▲ 8.5 | |
| そ の 他 | 8,518 | 8,091 | 427 | 5.3 | |
| 不交付団体水準超経費 | 14,900 | 10,100 | 4,800 | 47.5 | |
| 計 | 831,508 | 837,687 | ▲ 6,179 | ▲ 0.7 | |
| 地 方 一 般 歳 出 | 664,801 | 673,216 | ▲ 8,415 | ▲ 1.2 | 公債費、企業債償 還費普通会計負 担分、不交付団体水 準超経費を除く |
| (児童手当拡充分等除く) | (656,256) | (669,684) | (▲13,428) | (▲2.0) | |

(注) 一般行政経費及び投資的経費の平成17年度の額は、平成18年度との比較対照のため一部組替えをしてある。

| 項 目 | 平成18年度 計画額 (A) | 平成17年度 計画額 (B) | 差 引 (A)-(B) (C) | 増 減 率 (C)/(B)×100 |
|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 一 一般会計債 | | | | |
| 1 一般公共事業 | 19,894 | 20,594 | △ 700 | △ 3.4 |
| 2 公営住宅建設事業 | 1,758 | 1,832 | △ 74 | △ 4.0 |
| 3 災害復旧事業 | 426 | 536 | △ 110 | △ 20.5 |
| 4 教育・福祉施設等整備事業 | 8,302 | 8,678 | △ 376 | △ 4.3 |
| (1) 学校教育施設等整備事業 | 2,280 | 2,669 | △ 389 | △ 14.6 |
| (2) 社会福祉施設整備事業 | 389 | 436 | △ 47 | △ 10.8 |
| (3) 一般廃棄物処理事業 | 2,088 | 2,469 | △ 381 | △ 15.4 |
| (4) 一般補助施設整備等事業 | 2,845 | 3,104 | △ 259 | △ 8.3 |
| (5) 施設整備事業(一般財源化分) | 700 | 0 | 700 | 皆増 |
| 5 一般単独事業 | 32,994 | 47,083 | △ 14,089 | △ 29.9 |
| (1) 一般事業 | 6,137 | 8,053 | △ 1,916 | △ 23.8 |
| (2) 地域活性化事業 | 1,500 | 4,881 | △ 3,381 | △ 69.3 |
| (3) 防災対策事業 | 1,500 | 2,231 | △ 731 | △ 32.8 |
| (4) 合併特例事業 | 9,500 | 11,000 | △ 1,500 | △ 13.6 |
| (5) 臨時地方道整備事業 | 10,009 | 11,425 | △ 1,416 | △ 12.4 |
| (6) 臨時河川等整備事業 | 605 | 804 | △ 199 | △ 24.8 |
| (7) 臨時高等学校整備事業 | 743 | 689 | 54 | 7.8 |
| (8) 地域再生事業 | 3,000 | 8,000 | △ 5,000 | △ 62.5 |
| 6 辺地及び過疎対策事業 | 3,390 | 3,456 | △ 66 | △ 1.9 |
| (1) 辺地対策事業 | 538 | 556 | △ 18 | △ 3.2 |
| (2) 過疎対策事業 | 2,852 | 2,900 | △ 48 | △ 1.7 |
| 7 首都圏等整備事業 | 101 | 233 | △ 132 | △ 56.7 |
| 8 公共用地先行取得等事業 | 784 | 970 | △ 186 | △ 19.2 |
| 9 行政改革推進債 | 3,000 | 0 | 3,000 | 皆増 |
| 10 調整(不交付団体分) | 50 | 0 | 50 | 皆増 |
| 計 | 70,699 | 83,382 | △ 12,683 | △ 15.2 |
| 二 公営企業債 | | | | |
| 1 水道事業 | 5,027 | 5,476 | △ 449 | △ 8.2 |
| 2 工業用水道事業 | 444 | 263 | 181 | 68.8 |
| 3 交通事業 | 3,180 | 3,758 | △ 578 | △ 15.4 |
| 4 電気事業・ガス事業 | 61 | 77 | △ 16 | △ 20.8 |
| 5 港湾整備事業 | 523 | 418 | 105 | 25.1 |
| 6 病院事業 | 2,892 | 3,115 | △ 223 | △ 7.2 |
| 7 介護サービス施設整備事業 | 57 | 129 | △ 72 | △ 55.8 |
| 8 市場事業・と畜場事業 | 344 | 323 | 21 | 6.5 |
| 9 地域開発事業 | 1,473 | 2,444 | △ 971 | △ 39.7 |
| 10 下水道事業 | 16,377 | 15,961 | 416 | 2.6 |
| 11 観光その他事業 | 197 | 206 | △ 9 | △ 4.4 |
| 計 | 30,575 | 32,170 | △ 1,595 | △ 5.0 |
| 合 計 | 101,274 | 115,552 | △ 14,278 | △ 12.4 |

(単位：億円、%)

| 項 目 | 平成18年度 計画額 (A) | 平成17年度 計画額 (B) | 差 引 (A)-(B) (C) | 増 減 率 (C)/(B)×100 |
|------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 三公営企業借換債 | 2,000 | 2,000 | 0 | 0.0 |
| 四減税補てん債 | 4,520 | 5,583 | △ 1,063 | △ 19.0 |
| 五臨時財政対策債 | 29,072 | 32,231 | △ 3,159 | △ 9.8 |
| 六退職手当債 | 2,600 | 0 | 2,600 | 皆増 |
| 七国の予算等貸付金債 | (501) | (213) | (288) | (135.2) |
| 総 計 | (501) | (213) | (288) | (135.2) |
| | 139,466 | 155,366 | △ 15,900 | △ 10.2 |
| 内 訳 | | | | |
| 普通会計分 | 108,174 | 122,619 | △ 14,445 | △ 11.8 |
| 公営企業会計等分 | 31,292 | 32,747 | △ 1,455 | △ 4.4 |
| (資金区分) | | | | |
| 政府資金 | 38,500 | 47,200 | △ 8,700 | △ 18.4 |
| 財政融資資金 | 33,700 | 35,400 | △ 1,700 | △ 4.8 |
| 郵政公社資金 | 4,800 | 11,800 | △ 7,000 | △ 59.3 |
| 〔郵便貯金資金〕 | 〔 1,700 〕 | 〔 4,300 〕 | 〔 △ 2,600 〕 | 〔 △ 60.5 〕 |
| 〔簡易生命保険資金〕 | 〔 3,100 〕 | 〔 7,500 〕 | 〔 △ 4,400 〕 | 〔 △ 58.7 〕 |
| 公営公庫資金 | 14,060 | 15,330 | △ 1,270 | △ 8.3 |
| (国の予算等貸付金) | (501) | (213) | (288) | (135.2) |
| 公的資金計 | 52,560 | 62,530 | △ 9,970 | △ 15.9 |
| 民間等資金 | 86,906 | 92,836 | △ 5,930 | △ 6.4 |
| 市場公募 | 35,000 | 33,000 | 2,000 | 6.1 |
| 銀行等引受 | 51,906 | 59,836 | △ 7,930 | △ 13.3 |

(備 考)

- 1 上記のほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することが見込まれる。
- 2 一般事業のうち幼稚園、高等学校等分及び臨時高等学校整備事業のうち補助事業分は、学校教育施設等整備事業に移し替えている。
- 3 一般事業のうち原則として補助事業に係る分及び特別転貸債は、一般補助施設整備等事業に移し替えている。
- 4 地域総合整備資金貸付事業及び旧地域総合整備事業(継続事業分)は、一般事業に移し替えている。
- 5 自然災害防止事業は、防災対策事業に移し替えている。
- 6 都市高速鉄道事業及び一般交通事業は、交通事業に移し替えている。
- 7 有料道路事業・駐車場整備事業は、観光その他事業に移し替えている。
- 8 公有林整備事業・草地開発事業は、国の予算等貸付金債に移し替えている。
- 9 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

別紙4

平成18年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成18年度 当初予算額 A | 平成17年度 | | | 増減額 | | 増減率 | | | |
|-----------------------|----------------------------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|--------|------|
| | | 当初予算額 B | 補正額 C | 補正後 B+C D | A-B E | A-D F | E/B (%) | F/D (%) | | |
| 国 税 | 所得税(A) | 12,788,000 | 13,164,000 | 1,519,000 | 14,683,000 | -376,000 | -1,895,000 | -2.9 | -12.9 | |
| | 酒 税(B) | 1,572,000 | 1,625,000 | - | 1,625,000 | -53,000 | -53,000 | -3.3 | -3.3 | |
| | 二 税 計(ア) | 14,360,000 | 14,789,000 | 1,519,000 | 16,308,000 | -429,000 | -1,948,000 | -2.9 | -11.9 | |
| | 法人税(イ) | 13,058,000 | 11,513,000 | 960,000 | 12,473,000 | 1,545,000 | 585,000 | 13.4 | 4.7 | |
| | 消費税(ウ) | 10,538,000 | 10,164,000 | 304,000 | 10,468,000 | 374,000 | 70,000 | 3.7 | 0.7 | |
| | たばこ税(エ) | 940,000 | 862,000 | - | 862,000 | 78,000 | 78,000 | 9.0 | 9.0 | |
| 一 般 会 計 | (ア)×32% | 4,595,200 | 4,732,480 | 486,080 | 5,218,560 | -137,280 | -623,360 | -2.9 | -11.9 | |
| | (イ)×35.8% | 4,674,764 | 4,121,654 | 343,680 | 4,465,334 | 553,110 | 209,430 | 13.4 | 4.7 | |
| | (ウ)×29.5% | 3,108,710 | 2,998,380 | 89,680 | 3,088,060 | 110,330 | 20,650 | 3.7 | 0.7 | |
| | (エ)×25% | 235,000 | 215,500 | - | 215,500 | 19,500 | 19,500 | 9.0 | 9.0 | |
| | 小 計 | 12,613,674 | 12,068,014 | 919,440 | 12,987,454 | 545,660 | -373,780 | 4.5 | -2.9 | |
| | 当該年度国税決算に伴う 精算分 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 過年度精算分 | -87,000 | -87,000 | 432,202 | 345,202 | 0 | -432,202 | 0.0 | -125.2 | |
| | 小 計(法定五税分) | 12,526,674 | 11,981,014 | 1,351,642 | 13,332,656 | 545,660 | -805,982 | 4.6 | -6.0 | |
| | 法附則第4条第1項第3号、 第4号及び第5号に基づく加算額 | 238,200 | 229,500 | - | 229,500 | 8,700 | 8,700 | 3.8 | 3.8 | |
| | 法附則第4条第1項第2号に 基づく加算額 | 274,700 | 196,300 | - | 196,300 | 78,400 | 78,400 | 39.9 | 39.9 | |
| 臨時財政対策特例加算額 | 702,900 | 2,164,100 | - | 2,164,100 | -1,461,200 | -1,461,200 | -67.5 | -67.5 | | |
| 計 (一般会計繰入れ) | 13,742,474 | 14,570,914 | 1,351,642 | 15,922,556 | -828,440 | -2,180,082 | -5.7 | -13.7 | | |
| 特 別 会 計 | 返 還 金 | 168 | 188 | - | 188 | -20 | -20 | -10.6 | -10.6 | |
| | 特別会計借入金 | 1,161,000 | 1,591,071 | - | 1,591,071 | -430,071 | -430,071 | -27.0 | -27.0 | |
| | 借入金償還額 | -79,875 | -79,875 | - | -79,875 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 借入金等利子充当分 | -677,300 | -659,100 | - | -659,100 | -18,200 | -18,200 | 2.8 | 2.8 | |
| | 剰余金の活用 | 470,000 | 440,000 | - | 440,000 | 30,000 | 30,000 | 6.8 | 6.8 | |
| | 前年度からの繰越分 | 1,290,788 | 1,034,667 | - | 1,034,667 | 256,121 | 256,121 | 24.8 | 24.8 | |
| | 翌年度への繰越分 | - | - | -1,290,788 | -1,290,788 | - | 1,290,788 | - | 皆 増 | |
| | 計 | 15,907,255 | 16,897,865 | 60,855 | 16,958,720 | -990,610 | -1,051,465 | -5.9 | -6.2 | |
| 地 方 交 付 税 | 合 計 | 15,907,255 | 16,897,865 | 60,855 | 16,958,720 | -990,610 | -1,051,465 | -5.9 | -6.2 | |
| | 内 訳 | 普通交付税 | 14,952,662 | 15,883,816 | 60,855 | 15,944,671 | -931,154 | -992,009 | -5.9 | -6.2 |
| | 特別交付税 | 954,593 | 1,014,048 | - | 1,014,048 | -59,455 | -59,455 | -5.9 | -5.9 | |

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

別紙5

平成18年度 税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革

1 平成16年政府・与党合意(H16.11.26)に係るもの

(単位:億円)

| 省庁名 | 項目名 | 改革額 |
|-------|--|----------|
| 総務省 | 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金 | 8 |
| | 情報通信システム整備促進費補助金 | 3 |
| | 消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係設備分を除く) | 38 |
| 文部科学省 | 義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金 (国庫負担率1/2→1/3) | 注1 4,217 |
| 厚生労働省 | 国民健康保険国庫負担 | 注2 1,413 |
| 農林水産省 | 農業委員会交付金 (うち職員設置費の一部) | 23 |
| | 協同農業普及事業交付金 (うち職員設置費の一部) | 146 |
| | 林業普及指導事業交付金 (うち職員設置費の一部) | 21 |
| | 水産業改良普及事業交付金 (うち職員設置費の一部) | 4 |
| 経済産業省 | 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金 | 11 |
| | 小規模企業等活性化補助金 (うち小規模事業経営支援事業費補助金、中小企業経営資源強化対策費補助金) | 96 |
| 国土交通省 | 公営住宅家賃対策等補助 (うち公営住宅家賃収入補助) | 320 |
| 合 計 | | ① 6,300 |

※ 端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない。

注1 義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金については、平成16年政府・与党合意において、8,500億円程度(暫定)とされていたが、平成17年政府・与党合意により、負担率を1/2から1/3に引き下げることとされたもの。

注2 都道府県財政調整交付金が18年度より療養給付費等の7%(17年度は5%)になったことによるもの。

2 平成17年政府・与党合意(H17.11.30)に係るもの

(単位:億円)

| 省庁名 | 項目名 | 改革額 |
|-------|--|-----|
| 総務省 | 電気通信格差是正事業費補助金 (うち地域インターネット導入基盤整備事業、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(市町村事業の一部)) | 5 |
| | 消防防災施設整備費補助金 (うち高機能消防司令センター総合整備事業I型) | 5 |
| 文部科学省 | 公立学校等施設整備費補助金 (うち不適格改築(耐震力不足建物、全面改築または適正配置のための改築を除く)等) | 170 |

| 省庁名 | 項目名 | 改革額 |
|---------------------------|--|-------|
| 厚生労働省 | 医療施設運営費等補助金 (うち救急救命センター運営費(公立分)、病院内保育所運営費補助金(公的分)) | 29 |
| | 医療施設等設備整備費補助金 (公立分(へき地、遠隔医療等に係るものを除く)) | 10 |
| | 疾病予防対策事業費等補助金 (うち感染症対策基盤整備事業、地域保健関係職員等対策事業、地域保健推進特別事業、結核対策特別促進事業(一般対策事業分)、地域リハビリテーション推進事業等) | 26 |
| | 在宅福祉事業費補助金 (うち介護予防地域支え合い事業、日常生活用具給付等事業) | 17 |
| | 保健衛生施設等設備整備費補助金 (うち農村検診センター、健康科学センター、難病相談・支援センター等の施設整備に係るもの) | 0 |
| | 身体障害者保護費負担金 (うち身体障害者適正判定等事業費、訪問診査費に係るもの) | 1 |
| | 次世代育成支援対策交付金 (うち延長保育促進事業加算分(公立保育所)) | 20 |
| | 医療関係者養成確保対策費等補助金 (うち看護師等養成所運営費(公的分)) | 5 |
| | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (うち都道府県交付金) | 389 |
| | 次世代育成支援対策施設整備交付金 (うち公立保育所、児童相談所(一時保護所除く)、婦人相談所(一時保護所除く)) | 45 |
| | 医療施設等施設整備費補助金 (うち公立施設(へき地関係を除く)、養成所施設研修施設、看護師宿舎、保育施設等) | 41 |
| | 保健衛生施設等施設整備費補助金 (うち保健所、市町村保健センター等) | 13 |
| | 社会福祉施設等施設整備費補助金 (うち公立の障害者施設、公立の保護施設、公立の社会事業授産施設) | 1 |
| | 社会福祉施設等施設整備費負担金 (うち公立の障害者施設、公立の保護施設) | 10 |
| | 介護給付費等負担金 (うち施設介護に係るもの) | 1,302 |
| | 児童扶養手当給付費負担金 (負担率3/4→1/3) | 1,805 |
| 児童手当国庫負担金 (負担率2/3→1/3) | 1,578 | |
| 農林水産省 | 協同農業普及事業交付金 (うち職員設置費の一部) | 21 |
| | 農業委員会交付金 (うち職員設置費の一部) | 23 |
| | 林業普及指導事業交付金 (うち職員設置費の一部) | 3 |

| 省庁名 | 項目名 | 改革額 |
|----------------------|---|-----|
| 農林水産省 | 水産業改良普及事業交付金 (うち職員設置費の一部) | 1 |
| | 農村振興対策事業推進費補助金 | 12 |
| | 森林資源管理費補助金 (魚つき、航行目標、保健又は風致を目的とする民有保安林指定による損失補償及び被害まん延地域の松くい虫被害対策に係るもの) | 20 |
| | 漁業経営維持安定資金利子補給等補助金 | 4 |
| | 消費・安全対策推進交付金 (うち消費者の信頼の確保、食育の推進に係るもの) | 4 |
| | 農業・食品産業強化対策推進交付金 (うち産地競争力強化、食品流通合理化及び輸出促進、経営力強化(担い手への経営資源承継支援、農地の効率的利用推進・活動、連携強化推進体制整備を除く)に係るもの) | 58 |
| | 農山漁村地域活性化推進交付金 (うち農村振興、グリーン・ツーリズム、都市農業振興、農業生産基盤整備(有休農地再生活動実践スタート支援、援農ボランティア活動支援を除く)、中山間地域等振興に係るもの) | 49 |
| | バイオマス利活用推進交付金 (うちバイオマスの利活用の推進(バイオマスタウン構想支援を除く)に係るもの) | 10 |
| | 林業・木材産業等振興推進交付金 (うち望ましい林業構造の確立、特用林産の振興、木材利用及び木材産業体制の整備推進に係るもの) | 7 |
| | 森林整備・保全推進交付金 (うち森林整備の推進、森林の多様な利用・緑化の推進に係るもの) | 5 |
| | 水産業振興等推進交付金 (うち漁業環境保全、資源増殖(錦鯉生産地の震災復旧支援を除く)、担い手育成、漁協等経営強化、流通加工機能強化、経営構造改善、漁村地域活性化に係るもの) | 31 |
| | 埋設農薬適正化事業推進費補助金 | 4 |
| | 農業共済事業事務費負担金 (うち市町村営事業に係るもの) | 55 |
| 米需給調整総合対策事業推進費補助金 | 26 | |
| 成果重視事業総合食料対策事業推進費補助金 | 6 | |
| 経済産業省 | 小規模企業等活性化補助金 | 59 |
| | 資源循環型地域振興施設整備費補助金 | 8 |
| | 新事業支援施設整備費補助金 (うち中心市街地活性化法に係るもの) | 3 |
| 国土交通省 | 公営住宅家賃対策等補助 (うち公営住宅法に基づく国庫負担金分、旧公営住宅法に基づく家賃対策補助分、特定借上・買取賃貸住宅分、特定目的借上公共賃貸住宅分) | 620 |

| 省庁名 | 項目名 | 改革額 |
|-------|------------------------|-------|
| 環境省 | 交付地方債元利償還金補助金 | 2 |
| | 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 | 38 |
| 合 計 ② | | 6,544 |

※ 端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない。

| | |
|---------------------------|--------|
| 税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革額 (①+②) | 12,844 |
|---------------------------|--------|

<参考>

| | |
|-------------------|--------|
| 国庫補助負担金改革に係る税源移譲額 | 12,375 |
|-------------------|--------|

平成18年度 交付金化の改革対象国庫補助負担金

1 新規分

(単位:億円)

| 省庁名 | 項目名 | 改革額 |
|-------|----------------|-------|
| 文部科学省 | 安心・安全な学校づくり交付金 | 549 |
| 厚生労働省 | 医療提供体制整備交付金 | 112 |
| 農林水産省 | 里山エリア再生交付金 | 110 |
| 合 計 | | ① 771 |

2 増額分

(単位:億円)

| 省庁名 | 項目名 | 改革額 |
|---------------------|------------------|---------|
| 各省連携 農水省・国交省 | 道整備交付金 | 189 |
| 各省連携 農水省・国交省 | 港整備交付金 | 35 |
| 各省連携 農水省・国交省・環境省 | 污水处理施設整備交付金 | 343 |
| 厚生労働省 | 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 18 |
| 農林水産省 | むらづくり交付金 | 150 |
| | 漁村再生交付金 | 67 |
| 国土交通省 | まちづくり交付金 | 450 |
| | 地域住宅交付金 | 940 |
| 環境省 | 循環型社会形成推進交付金 | 221 |
| 合 計 | | ② 2,412 |

※ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(厚生労働省)・自然環境整備交付金(環境省)については、18年度予算額が前年度に対して減額されているため、交付金化の改革にはカウントしていない。

| | |
|----------------|-------|
| 交付金化の改革額 (①+②) | 3,183 |
|----------------|-------|